

障害者差別解消のための条例（案）の骨子

1 総則（目的や基本理念など）	
目的	○全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
定義	○障害者 ○社会的障壁 ○不当な差別的取扱い ○合理的配慮
基本理念	○七つの基本的理念による差別解消の推進 ①尊厳にふさわしい生活の保障 ②障害のあるこどもの地域社会への参加や包摂 ③どこで誰と生活するか選択の機会の確保 ④あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ⑤意思疎通や情報取得のための手段の機会の確保 ⑥県民・事業者の障害や障害者についての理解 ⑦社会全体での取組の推進
県の責務	○基本理念にのっとりた施策の策定・実施
国・市町村との連携	○国・市町村との連携 ○市町村への支援
県民等の役割	○障害や障害者についての理解と差別解消への寄与 ○事業者による環境の整備

キーワード

◇障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の機能の障害があり、障害と社会的障壁により継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある者

◇社会的障壁

障害がある者にとって生活する上で障壁（バリア）となるような社会における一切のもの（物、制度、慣行など）

◇不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスなどの提供を拒否する、提供に当たって障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること

2 差別の禁止	
不当な差別的取扱い	○ 不当な差別的取扱いの禁止 （何人も） ※差別解消法（行政機関と事業者）よりも拡大（障害者基本法は「何人も」）
合理的配慮	○県・事業者による建設的対話を通じた 合理的配慮 ○県民による合理的配慮への協力

3 差別解消のための体制（相談支援やあっせんなど）	
相談	○県民等による相談 ※障害者が不快を感じる言動についても相談可能 ○県による情報提供・助言・調整など
支援体制整備	○相談機関の周知 ○障害者権利擁護センターによる相談機関への援助
地域相談員	○地域相談員との連携 ※身体障害者相談員、知的障害者相談員など
広域専門相談員	○広域専門相談員による相談支援と相談機関への援助
あっせん	○障害者等によるあっせんの申立て ※相談支援で解決が期待できないとき ○障害者差別解消支援地域協議会による あっせん ※あっせん部会を設置
勧告	○正当な理由なくあっせんに従わない者への 勧告
公表	○正当な理由なくあっせんに従わない者の 公表
施行状況の把握等	○障害者差別解消支援地域協議会による意見 ○分析結果の公表
啓発活動	○差別の具体例を示すなどの啓発活動

◇合理的配慮

障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合に、負担が重すぎない範囲で、必要かつ合理的な配慮を行うこと